

【 建設工事 】

入札金額見積内訳書

工事名			左欄は必ず記入	
工事場所				
入札参加者	所在地		左欄は必ず記入	
	名称・商号			
	代表者名			
入札額の内訳				
直接工事費	費目等	数量単位	金額 (円)	
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	計 (A)			左欄は必ず記入
	うち材料費	1 式		
うち労務費	1 式			
間接工事費	共通仮設費	1 式		左欄は必ず記入
	現場管理費	1 式		左欄は必ず記入
	うち法定福利費の事業主負担額	1 式		
	うち建退共制度の掛金	1 式		
	計 (B)	1 式		左欄は必ず記入
工事原価 (C = A + B)				左欄は必ず記入
一般管理費等 (D)		1 式		左欄は必ず記入
工事価格 (E = C + D)				左欄は必ず記入
うち安全衛生経費		1 式		
入札額	(電子入札の場合、埼玉県電子入札共同システムへの入力金額。紙入札の場合、『入札書』の入札金額。※消費税及び地方消費税を含まない金額)			左欄は必ず記入

注1 入札参加者は、「左欄は必ず記入」となっている箇所に必要事項を記入してください。

注2 電子入札では、上記の入札額と埼玉県電子入札共同システムに入力した金額が異なる場合、いかなる場合でも埼玉県電子入札共同システムに入力された金額を上記工事の入札額とする。また、**埼玉県電子入札共同システムにより提出する場合は押印の必要はありません。**

注3 紙入札では、上記の入札額と『入札書』に記載した金額が異なる場合、いかなる場合でも『入札書』の入札金額を上記工事の入札額とする。

注4 「左欄は必ず記入」となっている箇所が未記入の場合は、「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札を無効とすることがある。

注5 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

注6 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」